

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会との協定締結について

1 目的

蟹江町と(公社)愛知県宅地建物取引業協会が連携・協力することで、町内の空き家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の、空き家等に関する対策を推進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 空き家総合相談窓口

(公社)愛知県宅地建物取引業協会が設置している「空き家総合相談窓口」を利用することで、空き家の相続手続き、維持管理、売買、家解体等費用の見積もり等、空き家所有者が抱えている問題について専門的な見地からの相談が受けられる。

(2) 空き家マイスター

(1)の「空き家総合相談窓口」で売却相談があった場合、(公社)愛知県宅地建物取引業協会が業務委託している愛知宅建サポート株式会社に不動産情報が提供され、空き家流通の専門家である空き家マイスターが媒介を行う。

(3) 空き家バンク

空き家マイスターに空き家の不動産情報が提供された後、2ヶ月間取引がなかった場合、協会全会員に空き家の不動産情報が提供され、その後1ヶ月間取引がなかった場合、(公社)愛知県宅地建物取引業協会が運営している空き家バンクポータルサイトに無料で不動産情報が登録される。

また、独自に市町村で空き家バンクのサイトを作成し、上記のポータルサイトと連動することも可能である。

3 効果

(公社)愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結することで、上記空き家対策事業を活用することが可能となり、空き家候補発生の未然防止、問題解消、流通促進による空き家削減等の効果が見込まれる。

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 空き家対策事業 イメージ図

【売買の流れ】

